
自衛隊の衛星利用：憲法による制約の考察

青木節子

はじめに	366
1 「一般化原則」の下での宇宙利用	366
2 自衛隊のASAT兵器使用の可能性 — 外国衛星から日本領土への攻撃を受ける場合	367
3 日本の衛星が宇宙空間で破壊される場合	371
4 日本の軍事展開に関係の深い外国企業の衛星が破壊される場合	373
5 集団的自衛権の行使となり得る衛星利用について	375
おわりに	376

はじめに

2008年5月21日、宇宙基本法（平成20年法律第43号）が成立し、同年8月27日に施行された。同法により、約40年続いた宇宙政策の変更がみられ、宇宙物体⁽¹⁾を日本国憲法の許容する範囲内で軍事利用することが可能となった（同法第2条）。これまで防衛庁および防衛省（2007年1月9日以降）の宇宙利用については、1985年の政府統一見解により、国民の日常生活において利用が一般化した衛星を利用することはできるが、その段階に至らない衛星の利用は制約されるとされてきた⁽²⁾。この制限は、宇宙基本法により廃され、防衛省・自衛隊は防衛目的の宇宙開発利用の主体となることが可能となったが、自衛権の範囲内にとどまる「非侵略」（non-aggressive）目的の軍事利用はすべて適法である、と解釈する他の宇宙先進国と異なり、日本には憲法に基づく制約がある。そこで、本稿では、政府の憲法解釈に依拠しつつ、どのような宇宙利用が、憲法の範囲内で可能であるのかを検討する。その際、許容範囲の判断が必ずしも容易ではない利用方法については、どのような論点を明らかにすることにより、宇宙の防衛利用の限界を決定することができるのかを考察する。

1 「一般化原則」の下での宇宙利用

1983年には、自衛隊が宇宙開発事業団(NASDA)（2003年10月1日以降、宇宙航空研究開発機構(JAXA)と改称）と日本電信電話公社（1985年4月1日以降NTT）が開発した民生通信衛星CS-2の公衆回線を利用することについて、また、1985年には、1988年打上げ予定のCS-3の専用回線の利用可能性について、軍事利用に該当するのではないかという疑いが国会で呈された。さらに、1985年度予算計上の内訳から、海上自衛隊が米国派遣訓練時に米海軍の通信衛星を利用することが明らかになると、これについても軍事利用に当たり、宇宙の「非軍事」（non-military）利用を行政府の行動準則とする1969年の国会決議に反するのではないかという議論が国会で繰り広げられた。そこで、政府は、1985年、2月6日、米海軍衛星経由の通信は、市民が衛星電話や衛星放送を利用するのと変わらず、ことさら国会決議に反する宇宙の軍事利用と解するには当たらないという判断を示し、1969年の国会決議の政府としての解釈を明らかにすることとした。これが、政府統一見解である。同見解は、①自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めない、②利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を認めない、③利用が一般化している衛星およびそれと同様の機能を有する衛星は、自衛隊による利用が認

められる、というものである⁽³⁾。しばしば、「一般化原則」と呼ばれ、その後の自衛隊の衛星利用の基本となった。③に合致する利用として、自衛隊のリモート・センシング衛星画像利用が許容され、その延長で、1998年に情報収集衛星（IGS）の導入も可能となった⁽⁴⁾。

宇宙基本法第2条（宇宙の平和的利用）は、「宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念ののっとり、行われるものとする。」と規定する。「宇宙条約」の正式名称である「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」⁽⁵⁾等の国際約束に従うということから、国際標準である「非侵略」での宇宙利用を基本に、そこから憲法上の制約を引き算すると、日本の宇宙の平和利用の範囲が導出されるという規定ぶりである⁽⁶⁾。宇宙基本法により、自衛隊が、防衛目的の衛星の開発、製造、運用を行い、また、JAXAの射場やJAXA/民間企業のロケットを使用することが可能となった。自衛隊が宇宙技術応用成果の一顧客から、宇宙開発・利用の主体となるのである。しかし、前述のように、諸外国と異なり、憲法第9条の制約の下での宇宙開発利用であるので、「非侵略」利用に該当するすべての活動が可能なのではない。そこで、以下、現在宇宙先進国が実行可能な防衛目的の宇宙開発・利用のうち、特に日本について、活動に制約が課され得る代表的な場合を抽出し、自衛隊が行動し得る範囲を検討する。

2 自衛隊のASAT兵器使用の可能性 — 外国衛星から日本領土への攻撃を受ける場合

(1) 「必要最小限度」の実力の範囲

憲法第9条の解釈により、日本は、自衛のための必要最小限度の実力を保有することは許されるが、それを超えて「戦力」を保持することは禁止される。そのため、性能上もつばら他国の国土の壊滅的破壊のために用いる兵器、他国に侵攻的・攻撃的脅威を与えるような兵器は、「戦力」となり、保持することが許されない、とされる⁽⁷⁾。政府答弁では、もつばら攻撃的「戦力」に該当する兵器の例として、これまで、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、中距離弾道ミサイル（IRBM）、長距離戦略爆撃機等が挙げられてきた。しかし、攻撃的兵器、防御的兵器の区分は困難であり、戦略環境の変化や兵器技術の向上により、攻撃的で「持てない兵器」⁽⁸⁾の範囲も変わるとされており、また、核兵器も、憲法解釈上は、自衛のための必要最小限度の範疇におさまる限りは、必ずしも保有が禁止される

ものではないと解されている⁽⁹⁾。

日本の防衛体制の基本である「専守防衛」を、「防衛力行使の態様も自衛のための必要最小限度にとどめ、防衛上の必要からも相手国の基地を攻撃するというような戦略的な攻勢はとらず、専らわが国土及びその周辺において防衛を行い、侵攻してくる相手をそのつど撃退するという受動的な防衛戦略の姿勢」⁽¹⁰⁾であると解するならば、衛星攻撃(ASAT)兵器は、専守防衛に矛盾する兵器とされそうである。しかし、前述のように、戦略環境の変化や兵器技術の著しい向上は、禁止された兵器の範囲を変更せざるを得ない。したがって、ASAT兵器についても、「独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではあるまい」⁽¹¹⁾という国家の自己保存の原理に発して、自衛権の要件に合致する「必要最小限度の実力」の行使と解される余地がある兵器であるのか否か、ということを検証しなければならない。

検証の前提として、人工衛星を防衛目的に活用することが、現代の国家防衛にとって必須のものであることを再確認する必要がある。軍事分野において、「軍事技術、作戦概念、組織構成、利用可能な資源など、何らかの非連続的変化が発生し、飛躍的に軍事力が高まる現象」⁽¹²⁾が起きることを「軍事に関わる分野の革命的現象」(「軍事革命」(RMA))と称することがある。1991年の湾岸戦争において米軍が示した圧倒的な強さは、歴史上何度か生じたRMAにほかならないと注目され、各国軍隊は一斉にこの現象の解明と自国軍隊への摂取に乗り出した。米軍が成功したRMAは、人工衛星を多用する情報処理システムの高度化と精密誘導装置の発達により、偵察監視システムや精密攻撃システムなどさまざまなシステムを結合して攻撃の相乗効果を高める「システム・オブ・システムズ」の実現を可能とするところにその特長があるとされる⁽¹³⁾。

(2) ASAT兵器の法的地位についての国際的動向

国際法上は、ASAT兵器は禁止されていない。天体上を除く宇宙空間では、大量破壊兵器を地球周回軌道に乗せ、または、配置しない限り、国際法上の禁止された活動とはならないからである(宇宙条約第4条)。そのため、2007年1月の中国のASAT実験も、軍備管理という面からは、宇宙条約の違反とはならない。2008年2月1日に、米国の宇宙偵察ネットワーク(SSN)が、中国のASAT実験により直径10センチメートル程度以上の確認できるスペースデブリだけで、2,317個が放出され、これにより、1年間のデブリ増加率は約20%という史上最高の値を示したと公表したが⁽¹⁴⁾、米国も中国の実験自体を国際法違反として非難しているわけではない。中国の実験に対しては、宇宙条約第9条(宇宙環境保護等)や第11条(情報公開等)違反の可能性について国際社会に注意喚起することが可能なのである。

宇宙条約以後の国際法の発展もASAT兵器を禁止する方向には進んでいない。ジュネーブに設置された国連軍縮会議(CD)は、現在唯一の多国間軍縮交渉機関であるが、これまで交渉が開始された宇宙の軍備管理提案はなく、1995年以降は、特に宇宙の軍備競争防止(PAROS)を集中的に討議するアドホック委員会も設置されていないという状況である⁽¹⁵⁾。CDでは、偵察衛星や早期警戒衛星のような宇宙の「防衛的な」(defensive)、または受動的な(passive)利用は国際法に合致した行動として許容し、他国の衛星を宇宙空間から、または地上から攻撃するような「攻撃的な」(offensive, active)宇宙利用を禁止するとともに、宇宙空間に地上を攻撃する兵器(「宇宙兵器」)を持ち込むことを禁止しようとする動きがあったが、成功していない⁽¹⁶⁾。原理的には、自衛権の行使としての「防衛的」な攻撃を禁止することができないからで、防衛的利用と攻撃的利用の論理的な区別は断念された。また、宇宙から宇宙、宇宙から地上への攻撃に加え、地上から宇宙への攻撃も禁止しようとする提案が一定の支持を集めることが、議論が停滞する一因となっている。宇宙が地表の100キロメートル程度から開始すると考えた場合⁽¹⁷⁾、地上から宇宙に対する攻撃の禁止には、弾道ミサイル防衛が含まれてしまうためであり、これは、ミサイル防衛を、国防政策の要とする日米等にとって、妥協不能な問題である。したがって、ASAT兵器を含む宇宙兵器を地上から宇宙、宇宙から宇宙、宇宙から地上に向けて用いることを禁止する国際法規は現在、存在しないのみならず、近い将来、妥協が成立する見通しもほぼ皆無である。

(3) 憲法第9条に合致し得るASAT兵器の使用基準

宇宙利用を前提とする現代の軍事状況に鑑みて、侵略国の衛星からの日本領土への攻撃という事態は十分想定範囲であり、日本として可能な対処方法を考慮しておかなければならない。侵略国の衛星から日本領土への攻撃が、自衛権の要件に合致する場合、すなわち、①「急迫不正」の侵害とみなし得る場合、②敵国衛星からの攻撃を防ぐために他の適当な手段が存在せず、③やむを得ず必要最小限度の措置として、敵国の衛星本体またはその機能を破壊すること―ただし大量破壊兵器を搭載しないASAT兵器を使用すること―は、法理的には自衛の範囲に含まれ得るであろう⁽¹⁸⁾。「急迫不正の侵害」とは、日本に対する武力攻撃をさしており、武力攻撃が発生した時点は、「侵略国が我が国に対して武力攻撃に着手したとき」である⁽¹⁹⁾。日本領土への攻撃という点では、宇宙衛星からであろうと、侵略国基地からの誘導弾等による攻撃であろうと同様に考えてよいと思われる。そして、従来、誘導弾等による攻撃が行われた場合に座して自滅を待つべしというのが憲法の解釈ではあり得ないとして、誘導弾等による攻撃を防ぐのに万やむを得ない場合、必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾の基地をたたくことは法理的に自衛の範囲に

含まれ得るとというのが政府の統一見解である⁽²⁰⁾。

この見解は、1956年に初めて提示され、一貫して維持されてきたが、1998年のテポドン発射を受けて、敵基地攻撃をなし得る時期は、被害が発生した時点ではなく、武力攻撃のおそれがあるときでもなく（先制的自衛の否定）、武力攻撃の着手があったときである、ということが再確認されている。「武力攻撃の着手」がいつなのか、という点については、ミサイルとの関係では、「ミサイルを屹立させたとき」ではなく、「ミサイルが発射されたとき」を想定しているとされる⁽²¹⁾。したがって、衛星からの攻撃が開始されたときに、ASAT兵器による自衛権の行使が可能になる時期といえるであろう。

ところで誘導弾の基地は、敵国領域内にあるが、衛星は国家管轄権の限界外となる宇宙空間にあり、有人宇宙物体でない限り、移動体としての閉じた一定空間内に準領域性を擬制する人間社会を構成することもなく、単に当該衛星を登録する国が管轄権・管理を行使する動産にすぎない。すなわち、衛星は、外国領域ではないために、衛星を攻撃することは、敵国基地の攻撃とは法的にも異なる側面があるとも考えられる。自衛権の行使の要件を厳格に整備し、自衛権に基づいてのみ武力攻撃に対する（「武力の行使」に対してではなく）反撃を許容するという定式が必要であるのは、侵略国の領土に対して、自国が被った損害と均衡性を維持した上での損害を与えるという結果をもたらすからである、ともいえるのではないか。その点から、宇宙空間に対する反撃は、必ずしも自衛権の行使で理屈づけなくても、軍事力を伴う対抗措置としてとらえることも可能なのではないか、という点も今後考察すべきであろう。「武力の行使」と「武力攻撃」を分かつ基準の1つとして、侵略国または国に準ずるものの「計画的、組織的」な攻撃という点が挙げられるが⁽²²⁾、衛星からのレーザー攻撃その他が着手された場合に、テロリストの行動なのか、国または国に準ずるものの計画的・組織的武力攻撃の一環なのか、にわかには判然としない場合もあるであろう。その意味からも、ASAT兵器による反撃の要件と可能性を対抗措置の法理からも考察する意義があると考えるのである。

「こういう仮定の事態を想定して、---平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器をもっているということは、憲法の趣旨とするところではない」⁽²³⁾という点には十分注意を払うことはもちろんであるとして、それにもかかわらず、宇宙空間からの地上への攻撃に対する防御手段として、ASAT兵器（現状、多分ミサイル防衛と同様のシステムになるであろう。）を使用する余地はある、といわざるを得なであろう。

3 日本の衛星が宇宙空間で破壊される場合

前節で述べたように、21世紀初頭のRMAにより、ネットワークで結合された部隊の広域分散化により地上の被害が最小限に食い止められるようになった反面、統合的なネットワーク攻撃システムが戦闘の基礎となっていることは、ネットワーク自体が相手の攻撃対象となることを意味するため、情報システムが依存する人工衛星を防護することが軍の任務として死活的な重要性を帯びるようになっていった。事実、2001年1月に公表された「国家安全保障のための宇宙管理・組織評価委員会」（「ラムズフェルド委員会」）の報告書は、米国の宇宙資産が質量ともに他国と比べ格段の優位を誇るがためにかえって、衛星攻撃に対して脆弱な体質を備えてしまったことについて「宇宙の真珠湾攻撃」（“Space Pearl Harbor”）のおそれがあると警鐘を鳴らしている⁽²⁴⁾。本節では、日本の衛星が突然、他国のASAT兵器により破壊された場合に、どのような行動を取り得るかを考えてみたい。

このような場合、自衛権を発動する要件の1つである「武力攻撃の発生」（国連憲章第51条。また前述のように「急迫不正の侵害」の意味）を認めるべきか、あるいは武力行使を用いた対抗措置も許容されるケースととらえるべきか、または、武力行使を伴わない対抗措置のみをとり得る事態と考えるべきなのであるか。まず、自衛権行使の要件の1つを充足するかを考える。

「国際法上、公海において船舶が攻撃を受けた場合、個別的自衛権の行使として、その攻撃を排除し得る立場にあるのは、原則として当該船舶の旗国である」⁽²⁵⁾というのは、確立した行政解釈である⁽²⁶⁾。これは、公船、私船を問わないとされるが、公海上での船舶の攻撃について、それが一隻の日本船舶に対する攻撃でも「武力攻撃」といえるのか、それとも大規模な攻撃でなければならないのか、という点については、以下の発言が、後者を支持していることを示す。すなわち、「公海におきましてのわが艦艇あるいは商船に対する攻撃は、必ずしも日本に対する攻撃とは認められないだろうと思います。…たとえば潜水艦による攻撃があった、あるいは機雷によるわが商船の触接があったという場合にも、たとえば海上警備行動というものもあります、防衛出動でない海上警備行動というものもあります。したがって、単純にそういった事件がわが国に対する直接攻撃と認められるか認められないかはやはりその条件次第でありまして、一般的にいえばある一隻の船が攻撃されたからといって、わがほうはおそらくは直接の日本に対する攻撃があったとは認めないでありましょう」⁽²⁷⁾、と。憲法解釈としては、「武力攻撃」となるためには、大規模性、組織性、計画性が必要とされるようである⁽²⁸⁾。

一方、一般国際法上は、このような場合、個別的自衛権の行使が適法になし得ると解さ

れているが⁽²⁹⁾、ここでは、現行憲法解釈に基づいて、日本の衛星1機の破壊は、仮に衛星を船舶に準えることができたとしても、自衛権発動の要件とはならないと判断する。また、憲法上の解釈を離れて、次の点からも、衛星と船舶の相違点から、衛星に対する攻撃については、船舶準用は困難な可能性も無視し得ないと思われる。

そもそも、船舶や航空機は、国籍を紐帯としてその内部の自律的空間に対して、国籍国の準領域を擬制することができる（「準領域的管轄権」）ので、従来、公海上の自国船舶への攻撃を自国領域への攻撃と同一視する可能性が留保されてきた。もっとも、船舶もかつての「浮かぶ領土」観念は衰退し、属人的管轄権に基づいて、国が管轄権を行使するという整理になりつつあるので、船舶や航空機の領域擬制は慎重でなくてはならないが、固有の社会を一時的に形成する有人の移動体においては、準領域概念の利用は不可避であるともいえる。しかし、問題は、衛星や宇宙基地などの宇宙物体には国籍の付与はなく、打上げ国の登録（国内登録、国連登録の双方が必要）を紐帯として、登録国が当該衛星に管轄権と管理を行使するという仕組みがとられていることである（宇宙条約第8条）。しかも、軍事衛星はしばしば登録されないのが現状であり⁽³⁰⁾、軍事衛星ではないが、多目的の情報収集衛星であるIGSも国連登録はされていない。したがって、登録を仮に宇宙関係条約締約国同士で国籍と同様の機能を現出させる連結点 — 「隠れた国籍」 — と捉えることができたとしても、軍事衛星について、船舶、航空機と同様の連結を国との間に直接に見出すことは、困難といえそうである。登録条約（1976年発効、現在すべての宇宙活動国を含む51カ国加盟）は、複数の打上げ国のうち協議で1国が宇宙物体を登録して管轄権・管理を行使することとともに、内部取極で登録と管轄権・管理を分離することを許容する規定もおく（第2条2）。したがって、衛星は、便宜置籍が生じやすく、船舶に比しても、管轄権行使の実態がつかめず、しかも管轄権行使のありかを整備する連結点としての国籍をもたない、という状態である。

この場合、登録条約に違反して衛星を登録していなければ、自国が所有する軍事衛星に攻撃を受けたことを根拠に、武力の行使を含む対抗措置をとることはできないのであろうか。登録条約では、登録義務の違反に対する罰則規定はなく、登録すべき項目が条約で規定されているにもかかわらず（第4条1）必ずしもそれは守られていないのが現状である。また、登録の効果は、不動産登記等の場合と異なり、衛星の落下等による損害の賠償手続きを円滑に行うため、衛星に責任を有する国を明確にするということである⁽³¹⁾。したがって、現在の登録条約の規定ぶりおよび運用の実態から、未登録といえども、衛星の所有国は、当該衛星が攻撃を受けた場合に、その事態を沈静化し、違法な行動の是正を図るための必要最小限の対抗措置をとることができる、と解するのが適切であろうと考える⁽³²⁾。

次に、その対抗措置が武力行使までも許すのか、という点であるが、衛星の所有が結局

は、国籍の代替として働き得る現状にのっとり⁽³³⁾、公海上における自国船舶1隻に対する攻撃の場合に国が対抗力をもってなし得る行動の範囲から考えるのが順当であろうかと思われる。一般国際法上、その事態に対して反応し、沈静化し、不法行為の是正を図るために、必要最小限度の措置を現場でとることが可能であり、とくに船舶自身が限定的な武力の行使により反撃を加えることが可能であろうことは疑いをいれないであろう。憲法上も、海上警備行動（武力行使を含む）が予定されている（自衛隊法第82条、第93条4）。したがって、地上からのレーザー照射その他により、日本の衛星を破壊したASAT衛星の機能を一時停止させること、ジャミングをかけること、などは均衡性に合致するといえるであろう。また、日本の衛星自身がなんらかの防御・反応装置を備えており、それを破壊した外国衛星その他の「宇宙兵器」の本体や機能を破壊することは、現場の適切な行動、と称し得る場合があるであろう。これは、衛星自身に付着しているか、または周辺の一定範囲の空間に準備されていたか、後者の場合衛星と一体のものともみなし得るか等、さまざまな仮定の要素ごとに分けて判断しなければならない問題であり、詳しい検討は別稿にゆずる。ここでは、宇宙空間で日本の衛星が破壊された場合、憲法解釈上、自衛権行使の要件は満たさないが、一定の場合武力の行使を含む対抗措置をとることは許されるであろう、と記載するにとどめる。

4 日本の軍事展開に関係の深い外国企業の衛星が破壊される場合

米国のRMAが確立しつつあった時期には、また、軍隊が商用衛星に依存する程度が格段に上昇している。湾岸戦争時、米軍が使用した通信の8割以上が、民間衛星の回線を用いたものであり、対アフガニスタン戦争(2001年)において米国防省の国家偵察室（NRO）および国家画像地図機関（NIMA）は、イコノス（スペース・イメージング社）衛星の画像を買い占め、かつ、クイックバード（デジタル・グローブ社）やフランスのSPOTの画像を大量に購入したという⁽³⁴⁾。イラク戦争においてそのような状況はいつそう進行し、また、米国に限らず、欧州、オーストラリア、韓国等も軍用通信は民間衛星の汎用利用に依存するのが一般的である。日本にとってもこの趨勢は回避できるものではないであろう。財政面の制約からも、また、宇宙基本法が要請する政府がとるべき宇宙産業振興策（基本法第4条、第16条等）からも、自衛隊は、民間所有の衛星に依存する側面が、特に衛星通信において、顕著になっていくと考えられる⁽³⁵⁾。

この節では、日本の防衛が依存する外国企業の衛星（通信、放送、リモート・センシン

グ、測位など)が、侵略国により破壊された場合にどのような行動をとり得るかを考える。

国会審議では、有事における海上交通の安全確保と外国船舶との関連において、かつて「わが国に対する武力攻撃が発生して、わが国が自衛権を行使し、その一環として海上交通の安全確保にあたっている場合」に、「わが国を攻撃している相手国が、わが国向けの物資を輸送する第三国船舶に対し、その輸送を阻止するために無差別に攻撃を加えるという可能性を否定することはできない。そのような事態が発生した場合において、たとえば、その物資が、わが国に対する武力攻撃を排除するため、あるいはわが国民の生存を確保するため必要不可欠な物資であるとすれば、自衛権が、わが国を防衛するための行動の一環として、その攻撃を排除することは、わが国を防衛するため必要最小限度のものである以上、個別的自衛権の行使の範囲に含まれるものと考える」⁽³⁶⁾という政府解釈が表明されたことがある。前節でみたように、船舶の法的地位を衛星に準用することは困難ではあるが、理論上の問題としては、第三国(X国とする)の商用衛星または軍事衛星からの通信、画像、位置情報、気象情報などが日本の自衛権行使のために、必要不可欠な情報であるのならば、そのような衛星の本体または機能を破壊する国(Y国とする)の行為を排除することが日本領域の防衛のために必要不可欠である場合には、当該第三国の商用衛星本体や機能を破壊するY国の攻撃を支援するY国の衛星に対して、対抗措置をとることが許される場合がないとはいえないであろう。ただし、X国に帰属する商用衛星の破壊を、自国民への「急迫不正の侵害」ととらえることができない以上、自衛権の行使の契機とはならず、あくまでY国から日本への武力攻撃がすでに生じて、それに応じて自衛権の行使が開始された後、Y国からX国の商用衛星に攻撃がなされた場合に、Y国の衛星に対して、ジャミング、機能停止等の必要最小限度の措置を取り得るに限られるであろう。

「専守防衛」の精神は、防衛力行使の態様を自衛のための必要最小限度にとどめ、専ら日本領土およびその周辺において防衛を行い、侵攻してくる相手をそのつど撃退するという受動的な防衛姿勢をとることを要請する、とされる⁽³⁷⁾。しかし、科学技術の著しい発達により、また、冷戦後に顕著となった軍事革命(RMA)の結果、各国とも衛星の利用は、地上の軍事活動と密接に結びついている。すでに、米国空軍は、その点の研究を進め、一步進んで、武力紛争時、敵国を利する第三国商用衛星を米国が攻撃した場合、中立法がどの程度適用され得るかを研究している⁽³⁸⁾。日本も、自国衛星への攻撃に加えて自国の軍事行動の継続に不可欠の要素となる外国の商用衛星に対する武力の行使がなされたときに、行使し得る対抗措置の種類、態様についての詳細なケーススタディを行うことが有益であろうと考えられる。

5 集団的自衛権の行使となり得る衛星利用について

ところで、衛星の防衛利用について、留意しなければならない点として、集団的自衛権の行使とならないように、これを使用しなければならない、ということがある。憲法第9条の政府解釈は、日本に許されているのは、必要最小限度の武力行使の枠内におさまる個別的自衛権の行使であり、集団的自衛権の行使は、国際法上は許容されてはいるが、憲法上許されないとするからである⁽³⁹⁾。

たとえば、日米のミサイル防衛協力において、日本が自国の早期警戒衛星を保有した場合、米国本土に向けて発射されたミサイルを探知して、即座に日本の弾道ミサイル防衛システムが単独で外国の弾道ミサイルを迎撃するならば、これは集団的自衛権の行使となるであろう。「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止」⁽⁴⁰⁾しているからである⁽⁴¹⁾。では、外国が米国に向けて放った弾道ミサイルの発射情報を日本が米国に通報し、米国が当該情報にもつらに基づいて反撃を行った場合も、集団的自衛権の行使となり得るであろうか（下線筆者）。この間は、「武力行使との一体性」が認められたときに集団的自衛権の行使が推定されるという論理構成から、「武力行使の一体性」の有無との関係で判断しなければならないであろう。この点につき、工藤法制局長官は、平成2年の衆議院国連特別委員会において「直接に武力の行使をするのはもちろん許されない。それから、他のものがやっている、けれどもそれに対して協力をする、その協力することが、---それがまさに武力の行使と客観的に見られる、---そういうふうな行動に該当することになる」⁽⁴²⁾ということが集団的自衛権の行使になるとし、具体的には次のような例が考えられると示唆している。「前線へ武器弾薬を供給するようなこと、---あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところ*に*いわば組みこまれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合」⁽⁴³⁾、と。上記のような「武力行使の一体化」とみなし得る基準の一例から、国際公域にある衛星から送付され、地上に存在する衛星情報は、外国への提供のタイミング、方法、利用のされ方等により、集団的自衛権の禁止にふれる場合もないわけではない、と解することができるであろうか。しかし、情報共有と、反撃判断の間の関係を実際の運用状況のより具体的な事実に基づいて精査しない限りは、この問題を考察することは困難であろう。早期警戒衛星のみならず、軍用通信衛星、画像偵察衛星、測位航法衛星などの情報送付も米国の武力行使に直接貢献する場合には、現行の憲法解釈では許容されない宇宙の安全保障利用となり得ることに鑑み、精緻な場合分けに基づく検討が必要であろう。

おわりに

以上、専守防衛の日本が、宇宙基本法制定後、使用し得る衛星の利用形態について考えた。本稿は、どのような問題点があり得るかのごく初歩的な部分を抽出したにすぎず、自衛隊の衛星運用の実態に合わせ、より詳細な場合分けを行いつつ考察する必要があることは言うまでもない。衛星が国籍をもたないことから来る船舶との相違、集団的自衛権の限界、有人宇宙物体を利用した宇宙空間での行動についての法的問題点等は、稿を改めて論じたい。

注

- (1) 国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)で作成した「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」(「損害責任条約」)第1条(d)および「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」(「登録条約」)第1条(b)では、「『宇宙物体』には、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。」と定義される。「宇宙物体」には、衛星、ロケット、宇宙基地のモジュールならびにそれらの部品や構成部分など宇宙空間に導入される人工物の総体が含まれ、宇宙物体に起因する宇宙ゴミ(「スペースデブリ」)も、宇宙物体に含まれると考えられる。
- (2) 衆議院予算委員会議録第12号(昭和60年2月6日)3頁。
- (3) 同上。
- (4) 地上100キロメートル以上を宇宙空間と指定するならば、弾道ミサイル防衛も宇宙利用に含まれると考えられるが、弾道ミサイル防衛は、2003年12月、自衛権の要件に合致するという根拠で導入が決定された。2004年3月に衆議院予算委員会で、非軍事利用の枠をはみだすのではないかという点が質問されたが、防衛庁長官は、自衛権の要件を満たすほか、ミサイル自体には攻撃能力がない(政府統一見解は「衛星」の利用についてのみ述べる)ので問題はないと回答した。なお、宇宙基本法の下では、弾道ミサイル防衛の適切性の問題は存在しない。
- (5) COPUOSで採択した最初の条約で、1967年に署名のために開放され、同年発効した。宇宙の探査・利用についての最も重要な国際条約であり、現在、すべての宇宙活動国を含む98カ国が締約国となっている。
- (6) 第3条、第14条も宇宙を「我が国の安全保障に資する」ように利用する義務を課す。
- (7) 昭和44年4月8日衆議院松本善明議員質問主意書に対する答弁。昭和46年5月15日衆議院内閣委員会久保防衛局長答弁など。
- (8) 衆議院予算委員会(昭和53年2月13日)伊藤防衛局長答弁参照。
- (9) しかし、核兵器不拡散条約(NPT)、原子力基本法および非核三原則により、日本は、核兵器を保有しない政策を選択した。たとえば、参議院予算委員会(昭和53年3月11日)真田法制局長官答弁。
- (10) 『防衛ハンドブック2008』朝雲新聞社、2008年、642頁(「行政百科大辞典」ぎょうせい、1975年「専守防衛」の項引用)。
- (11) 衆議院内閣委員会(昭和34年3月19日)伊能防衛庁長官答弁。
- (12) 高橋杉雄「RMAと21世紀の日本の安全保障」『新防衛論集』第27巻4号、2000年、57-58頁。
- (13) このRMAの特色は、人工衛星のネットワークによる情報技術の発展が基盤となっていたことから、「情報革命」と称されることもある。Joseph S. Nye, Jr. & William A. Owens, "America's Information Edge", *Foreign Affairs*, Vol.75, No.2, 1996, pp.20-35; Gerrard Quille, "The Revolution in Military Affairs and the UK", *International Security Information Series*

Briefing, No.73, 1998. 青木節子「新世紀の宇宙軍事利用」黒澤満編著『大量破壊兵器の軍縮論』信山社、2004年、303-304頁。

- (14) Spacesecurityorg., ed., *Space Security 2008*, Project Ploughshares, 2008, p.29.
- (15) PAROSアドホック委員会は1985年から1994年まで開催され、さまざまな「宇宙兵器」禁止案、ASAT禁止条約案、信頼醸成措置のための衛星監視案等が出された。(財)国際問題研究所／軍縮・不拡散促進センター編『宇宙空間の軍備管理問題（平成19年度外務省委託研究）』（2008年）参照。
- (16) 宇宙から宇宙に向けて、宇宙から地上に向けて、また、地上から宇宙に向けて、それ自身が攻撃能力をもつ物体（兵器）を利用することを「宇宙の武装化」（weaponization of outer space）として禁止しようとする見解も優勢であったが、「宇宙兵器」の定義についてコンセンサスに到達することができなかった。
- (17) COPUOS法律小委員会では、約40年間、宇宙空間と領空の画定問題を議題の1つとしているが、画定を現状では不要とする米国、画定の必要を唱えるが画定の方法で合意できない諸国の対立などがあり、コンセンサスはまったく得られない状況である。しかし、国際科学界の慣行などから、宇宙空間は、衛星が地球の引力に抗して地球を周回することが可能な約100キロメートルの高度あたりから開始するであろうというのが多数国の見解である。
- (18) 自衛権の要件について、たとえば、昭和60年9月27日衆議院森清議員質問主意書に対する答弁。
- (19) 衆議院安全保障委員会議録第3号（平成11年3月3日）5頁。
- (20) 衆議院内閣委員会（昭和31年2月29日）鳩山総理答弁船田防衛庁長官代読。衆議院内閣委員会（昭和34年3月19日）伊能防衛庁長官答弁。
- (21) 石破防衛庁長官は、一時、「ミサイル屹立時」と解し得る発言をしたが、後にミサイル屹立は1つの判断材料であると、発言の意図を明確にする形で修正した。衆議院予算委員会議録第4号（平成15年1月24日）10頁および同（平成15年2月13日）37頁。先制的自衛をめぐる憲法および国際法の解釈と日本が先制的自衛を否定している点についての解説として、たとえば浅田正彦「憲法上の自衛権と国際法上の自衛権」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂、2007年、252-255頁。
- (22) 衆議院予算委員会議録第15号（昭和61年2月22日）12頁。
- (23) 衆議院内閣委員会（昭和34年3月19日）伊能防衛庁長官答弁。
- (24) Commission to Assess United States National Security Space Management and Organization, *Report Pursuant to Public Law 106-65* (11 Jan. 2001), p.8 & p.13.
- (25) 参議院予算委員会（昭和58年3月15日）谷川防衛庁長官答弁より。
- (26) 最近では、有事3法案に関する国会答弁において、福田官房長官が、「武力攻撃の発生」の定義として、「我が国の領域内において行われた場合に限らず、例えば、公海上の我が国の船舶等に対する攻撃が、状況によって、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たるとした場合も、これも排除されない」と述べた。衆議院有事法制特別委員会（平成14年5月8日）。
- (27) 衆議院内閣委員会議録第17号（昭和46年4月22日）20頁。
- (28) 衆議院予算委員会議録第15号（昭和61年2月22日）12頁。浅田、前掲論文注（21）、266頁。浅田正彦「日本と自衛権—個別的自衛権を中心に」国際法学会編『日本と国際法の100年 第10巻 安全保障』2001年、三省堂、36頁。
- (29) 浅田、前掲論文注（21）、267-269頁。なお、国際司法裁判所の「石油採掘施設攻撃事件」（イラン対米）（2003年本案判決）における見解は、一隻の軍艦の触雷も個別的自衛権行使の要件となり得ることを認めている。ICJ Reports, 2003, p.195.
- (30) もっとも、国連登録簿での衛星の一般的機能の記載条項からわかるように、近年、特に先進国の軍事衛星は、一部の諜報衛星を除いて、登録される傾向にある。See, <http://www.unoosa.org/oosa/en/SORegister/index.html> (last accessed on 2 Oct. 2008).
- (31) 条約前文および条約起草過程による。
- (32) 日本の所有する軌道上の宇宙基地が攻撃されて中の要員が死亡した場合に、当該基地が登録条約に基づく国連登録を行っていなかったならば、公海上の船舶の類推が働き、国際法上の自衛権発動行使の要件とみなす可能性があるのかについては、否定的に解されるであろう。
- (33) もっとも、「自国の活動」を構成する自国民の内容については、精査する必要があり、「自国」や「関係当事国」（appropriate State Party）（宇宙条約第6条）の決定は、容易ではない場合

がある。

- (34) See, e.g., Richard Bunenneke et al, “Best Practices for Protection of Commercial Satellite Communications Infrastructure” , *ALAA 2006-5386*, 2006, pp.1-6; Loring Wirbel, *Star Wars: US Tools of Space Supremacy*, Pluto Press, 2004, pp.114-115.
- (35) 豪州のオプタス衛星、韓国のKOREASAT（通称「ムグンファ」）5号などが軍民両用衛星である。前者は、民間衛星の回線を豪州軍が購入したが、ムグンファ-5は、国防科学研究所と通信企業KT社が欧州のアルカテルの技術導入により開発した衛星である。自衛隊は、1984年以降のCS-2（電電公社所有）の回線使用に始まり、国際機構であるインマルサットや、スーパーバードシリーズ（宇宙通信株式会社の所有）の回線を購入してきたが、宇宙通信株式会社は、JSAT株式会社に合併され、2008年10月1日より、スカパーJSAT株式会社が、日本で唯一の衛星を所有し運用する電気通信事業者となった。そのため、スカパーJSAT社やその株式会社が、外資に合併される可能性などを考慮すると、日本の軍用通信網の脆弱性が高まったといえるかもしれない。
- (36) 参議院予算委員会（昭和58年3月15日）谷川防衛庁長官答弁。
- (37) 『防衛ハンドブック2008』前掲書、注(10)、642頁。
- (38) USAF, *Counterspace Operations*, Air Force Doctrine Documents 2-2.1 (2 Aug.2004).
- (39) 衆議院稲葉誠一議員質問主意書に対する答弁書（昭和56年5月29日）等参照。
- (40) 同上。
- (41) 内閣総理大臣の下に2007年4月に設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、翌年6月24日に提出した報告書の中で、「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃」を集団的自衛権禁止を緩和すべき4類型の1つとして挙げている。
- (42) 衆議院国連特別委員会（平成2年10月29日）工藤法制局長官答弁。
- (43) 同上。